



訪問リハビリテーションのご案内

訪問リハビリテーションとは、要介護認定を受けている方のご自宅へリハビリスタッフが
お伺いして、ご自宅でリハビリテーションが受けられる介護保険のサービスです。

通えないけどリハビリがしたい！

また家事や趣味がやりたい！

介助の方法がわからない…

自宅へ退院後の生活が不安…

訪問リハビリテーションでは、こんなことができます！

日常生活動作



- 安全な移動方法の練習
- 階段昇降の練習
- 適切な補助具を選ぶお手伝い
(杖、歩行器、車椅子など)



- ベッドから起き上がる練習
- 立ち上がりの練習



- 乗り移り動作の練習
- 動きやすい動線の工夫



- 安全な入浴動作の練習
- トイレへ移動する練習
- ズボンの上げ下ろしの練習



- 安全な介助方法のアドバイス
- 手すり設置などのご提案

余暇活動・家事動作



- 室内・屋外歩行の練習
- 外出機会の増加
- 社会参加のための助言



- 趣味活動再開のお手伝い
- 応用的な動きの練習
- 生活の質の向上のための
工夫、アドバイスなど



- 家事動作の練習
- 食事の姿勢・動作の練習



- 様々な動作等の練習
- 日中の活動量をふやす
- 介護負担軽減の工夫



サービス提供時間：9:00～17:00

月～金（祝日を除く）

お気軽にご相談ください！

☎ 0258 - 95 - 2010

（お電話受付時間 平日 9:00-16:00）

裏面もご覧ください

訪問リハビリテーションをご利用になるまでの流れ

①お問い合わせ・ご相談



- 日常生活でお困りのことなど、診療所にお気軽にご相談ください。
 - リハビリを組み込んだケアプランを新たに作成する必要があります。担当のケアマネージャー様に、訪問リハビリを利用したい旨をお伝えください。
- ※要介護認定をまだ受けていない方は、まずは市役所にご相談ください。

②長岡市小国診療所の外来を受診



- 医師の診察を受けて、訪問リハビリが必要と判断されれば、リハビリ指示書が発行されます。指示書は3ヶ月に1回の更新（受診）が必要です。
- 診療所のほかに、かかりつけの医療機関がある場合には、必要に応じて「診療情報提供書（※）」をご持参ください。

③ご契約～利用開始



- ご自宅で「サービス担当者会議」を開きます。安心してご利用していただくために、訪問リハビリのサービス内容や費用・注意事項などを説明いたします。内容を十分ご確認ください。ご利用の契約をお願いします。
- ご利用開始日を決定します。当日、リハビリスタッフがご自宅へ伺って、訪問リハビリを開始します。



お家で安心して過ごしたい
こんなことができるようになりたい

その思いをお聞かせください！
利用者様の願いをかなえるために リハビリの計画を立てて、できることを一緒に増やしていきます！

(※)

- ・かかりつけが当診療所でない場合は、かかりつけを受診し、「診療情報提供書」の作成をご依頼ください。
- ・「診療情報提供書」が出来ましたら、ケアマネージャー様へご連絡ください。
- ・かかりつけが当診療所の場合は、「診療情報提供書」は必要ありません。

お問い合わせ先 長岡市小国診療所
訪問リハビリ担当：理学療法士 和田



電話：0258-95-2010
FAX：0258-95-5212

ご連絡をお待ちしております！

